

基発第0331040号

平成18年 3月 31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第67号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成18年4月1日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正の趣旨及び内容

(1) 入居した場合に介護補償給付及び介護給付の支給対象外となる施設の見直し

介護保険施設に係る食事等の費用を利用者負担とする昨今の見直しを踏まえ、労災特別介護施設の入居に係る費用についても、費用負担の公平性の観点から、受益に応じ、費目ごとの負担を明確にして徴収することとした。

今般の見直しにより、介護に要した費用が明確となることから、当該費用について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づき介護補償給付及び介護給付を支給することとし、これに伴い、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第18条の3の3に規定する介護補償給付及び介護給付の支給対象外となる施設から、労災特別介護施設を除外するものである。

(2) 労働時間等設定改善推進助成事業の創設、労働時間短縮実施計画推進援助団体助成事業等の廃止及び短時間労働者雇用管理改善等助成事業の改正

労災保険法第29条に基づく事業のうち、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）により労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号。以下「時短法」という。）が改正されたことを踏まえ、時短法に基づく助成事業を全て廃止し、新たに労働時間等の設定の改善に関して傘下事業場に啓発指導を行う等、団体的な取組を行う中小事業主団体等を支援する助成事業を創設するものである。

また、短時間労働者雇用管理改善等助成事業につき抜本的見直しを行い、短時間労働者の能力や職務の内容に応じた処遇に係る制度の新設等を行った事業主を支援する事業に改めるものである。

2. 経過措置

- (1) 改正省令は18年4月1日から施行する。(改正省令附則第1項)
- (2) 改正省令の施行前に労災則第26条から第27条までの規定により労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金、労働時間制度改善助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金、長期休暇制度基盤整備助成金及び短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができることとなった事業主又は事業主の団体若しくは連合団体については、改正省令の施行後に支給を受けることとなる場合においても施行前の労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金、労働時間制度改善助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金、長期休暇制度基盤整備助成金及び短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができる。(改正省令附則第2項)